

兵庫県立洲本実業高等学校同窓会〔会則〕

第1章 総 則

- 第1条 本会は洲本実業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所は兵庫県洲本市宇山2丁目8-65 洲本実業高等学校内におく。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり母校と密接な関係を保ち、郷土の発展に寄与するを目的とする。

第2章 会員及び役員

- 第4条 本会員は普通会員と特別会員に分ける。
- (1) 普通会員 洲本商業、洲本工業、洲本商高、洲本実業高等学校の卒業生
- (2) 特別会員 上記各学校の旧職員及び現職員
- 第5条 本会に次の役員をおく。任期は2年とする。
- | | | | | | |
|-----|----|-----|------|-----|----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 6名以内 | | |
| 監 事 | 2名 | 理 事 | 若干名 | 会 計 | 1名 |
- 第6条 会長は役員会で役員中から選挙し、副会長、監事、理事、会計は会長が役員中から委嘱する。
- 役員中理事は卒業期別に若干名を会員から委嘱される。
- 会長は本会を統理し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 監事は本会の会計を監査し、会計は財務をつかさどる。
- 理事は役員会を通じて本会の運営、重要議案を審議する。
- 第7条 本会に顧問・名誉会長を置くことができる。

第3章 会 議

- 第8条 本会は毎年2回以上役員会を開催し、総会にかえることができる。
- 役員会は会長が招集する。

第4章 会 計

- 第9条 本会の経費は会費及び寄付金を以てこれにあてる。
- 第10条 会費は準会員として1名1年時に¥5,000、3年時には終身会費として¥5,000を納入する。
- 第11条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 付 則

1. 本会に支部をおくことができる。支部の設置は本部に報告するものとする。
2. 本会則は昭和46年1月1日より実施する。
3. 第7条一部改定平成6年1月1日より実施。
4. 第10条一部改定平成29年4月1日より実施。